違反公表対象物

京都市消防局

宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する施設において、重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）がある場合、その建物の所在地、違反内容等をお知らせしています。

京都市内において、現在、公表されている違反対象物は次のとおりです。

令和７年４月３日現在

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	京都市北区紫竹西野山町４６番地３
	防火対象物の名称	ハウスケアエキスプレス
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第１７条第１項
	公表日	令和４年８月１７日
2	防火対象物の所在地	京都市南区唐橋羅城門町４１番地４、４１番地３
	防火対象物の名称	ロイヤルビル九条
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第１７条第１項
	公表日	令和６年１２月１２日
3	防火対象物の所在地	京都市中京区壬生森町５８番地１
	防火対象物の名称	ウインズビル
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第１７条第１項
	公表日	令和７年１月９日

違反公表対象物

京都市消防局

No.	項目	内容
4	防火対象物の所在地	京都市中京区壬生松原町５４番地１１６、１１７、１１８
	防火対象物の名称	一色整形外科医院
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第１７条第１項
	公表日	令和７年１月２８日

5	防火対象物の所在地	京都市中京区河原町通二条上る清水町３５８番地
	防火対象物の名称	季の美ハウス、ビストロヤナギハラ
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第１７条第１項
	公表日	令和７年３月１４日